

登記事務の停止の解除について

宮城県の施行に係る川北2期地区土地改良事業について、下記事務停止区域内の不動産に関する換地処分の登記が令和7年1月7日に完了しましたので、登記事務の停止を解除しました。

御不明な点は、管轄登記所にお尋ねください。

仙 台 法 務 局

記

管轄登記所	仙台法務局古川支局
事務停止区域	栗原市字大林小戸ノ口の全部 栗原市若柳字大林鷹ノ巣、字大林七百刈田、 字大林五反田、字大林一本木、字大林西千刈、 字大林東千刈、字大林谷地の各一部 栗原市若柳有賀字新上向谷地、字新中向谷地、 字新下向谷地の各一部 栗原市若柳字福岡新浦の全部 栗原市若柳字福岡土手、字福岡中江向、字福 岡小谷町浦、字福岡新原、字福岡谷地畑浦、 字福岡四ツ谷浦の各一部 栗原市若柳字川北新五反町の全部 栗原市若柳字川北亀ノ子、字川北新亀ノ子、 字川北新町裏、字川北新未那志、字川北元町 裏、字川北片町裏、字川北荒町東、字川北荒 町の各一部 栗原市若柳武鎗字下中谷地、字上午房の全部

栗原市若柳武鎗字上中谷地、字新谷地、字下午房、字西待北、字西待南、字西上土手、字小中谷地、字後谷地、字東上土手、字北下土手、字南下土手、字下土手ノ内の一部

栗原市石越町北郷字小谷地の一部

登米市石越町北郷字小谷地の一部

登米市若柳武鎗字北下土手の全部

登米市若柳武鎗字南下土手の全部

(換地処分後)

栗原市若柳字大林大林沖、字大林大岡沖

栗原市若柳有賀字夏川南

栗原市若柳武鎗字中谷地沖、字大袋西、字大袋東

栗原市若柳字福岡福岡沖、字福岡福岡北

栗原市若柳字川北片町沖